

## 第七章 議員

### 第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介

九八 議員は、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日には、議事堂中央玄関から登院する

議員は、通常、各議院の玄関から登院するが、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日には、議事堂中央玄関から登院する。

(注) 第三十六回国会閉会后昭和三十五年十二月三日の議院運営委員会理事会において、第三十七回国会(特別)以後、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日における議員の登院は、議事堂中央玄関を使用することを決定した。

## 九 九 通常選挙、補欠選挙又は再選挙に当選した議員は、初めて

### 登院したときに当選証書の対照を受ける

通常選挙、補欠選挙又は再選挙に当選した議員は、初めて登院したときに事務局において当選人名簿（公職選挙法第百八条の規定による内閣からの報告書を用いる）と当選証書との対照を受ける。

繰上補充又は更正決定により当選人となった議員についても、同様とする。

## 一 〇 〇 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会上において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第百四十一回国会から議員の通称使

用が認められた。

一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用をするもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

一〇一 初めて登院した議員が当選証書を持参しなかったときは、既に対照を終わつた議員の保証によつて議場に入ることが出来る

初めて登院した議員が当選証書を持参しなかったときは、既に対照を終わつた議員の「本員は何某君が〇〇県選挙区（又は比例代表）選出参議院議員に相違ないことを保証する」旨の保証書によつて、議長は議場に入ることを許可するのを例とする。この場合には、当該議員は後日当選証書の対照を受ける。

一〇二 補欠選挙又は再選挙に当選した議員が初めて議席に着いたときは、議長は、議院に紹介する

通常選挙に当選した議員の紹介は行わないが、補欠選挙又は再選挙に当選した議員が初めて議席に着いたときは、議長は、新議員の議席番号、選出区及び氏名を呼んで紹介し、新議員は起立し、他の議員は拍手で迎えるのを例とする。

繰上補充又は更正決定により当選人となった議員についても、同様とする。

参照 一一二号、一二五号

## 第二節 請暇及び欠席

### 一〇三 議員が議院に出席することができないときは、請暇書又は欠席届書を提出する

議員は、事故のために数日間議院に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記した請暇書を議長に提出する。七日を超えない請暇については、議長がこれを許可し、七日を超える請暇は、最近の議院の会議に諮る。ただし、議院に諮る日から計算して七日以内となったものについては、議院に諮らないで議長がこれを許可する。なお、議員が開会中、海外渡航する場合には、議院運営委員会理事会の了解を得た後、請暇書を提出する。

請暇の許可を得た議員が、その請暇の期間内に出席したときは、請暇の許可はその効力を失う。公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができない議員は、その理由を記

した欠席届書を議長に提出する。

(注) 第三十八回国会昭和三十六年一月三十日の議院運営委員会理事會において、開會中における海外渡航のための請暇については、あらかじめ同理事會の了解を得ることを要する旨の決定があつた。

また、第九十四回国会昭和五十六年一月二十九日の議院運営委員会理事會において、病氣により出席することができない場合は、請暇書ではなく欠席届書の提出を求めるとし、欠席期間が七日を超えるときは、同理事會に報告する旨の決定があつた。

参照 二二八号

## 一〇四 召集に応じない議員に招状を發した例

第五回国会 昭和二十四年五月十一日議長松平恒雄君は、同年二月十一日(召集日)以来召集に応じない議員栗栖尠夫君、西園寺公一君、橋上保君及び平野成子君に対し、招状を發した(同年五月九日の議院運営委員会において、四君に対し議長から招状を發すべきである旨の決定があつた)。なお、栗栖尠夫君、西園寺公一君及び平野成子君は同月十四日に、橋上保君は同月十六日に、それぞれ請暇書を提出したので、議長は、いずれもこれを許可した。

### 第三節 辞職、退職、資格消滅及び除名

#### 一〇五 辞表には、辞職の理由を記する

議員が辞職しようとするときは、辞表にその理由を記してこれを議長に提出する。

参照 二一八号

#### 一〇六 議員が公職の候補者となったときは、届出の日に退職者となる

参議院議員の通常選挙が行われる場合に、参議院議員が在職中その選挙における候補者となる場合を除き、議員が公職の候補者として届出をし又は推薦届を出されたときは、その届出の日に議員を辞したものとみなされ退職者となる。その例は次のとおりである。

第二十二回国会 昭和三十年三月二十九日議員北村一男君は、新潟県知事選挙に立候補したため、同日退職者となった。

第七章 議員

第二節 請暇及び欠席 (一〇四)  
第三節 辞職、退職、資格消滅及び除名

(一〇五、一〇六)

一三一

以後同例がある。

なお、議員が公職の候補者となったため、退職者となった場合には、本人に対しては別に通知することなく、参議院公報にその旨を記載する。

参照 一一七号、五〇六号

国 第二三条  
(選 第二〇条)

一〇七 議員が選挙関係訴訟においてその資格を失う判決があつ

たときは、判決確定の日に退職者となる

議員が選挙関係訴訟において当選無効の判決があつたとき、又はその者に係る選挙無効の判決があつたときは、その判決確定の日に退職者となる。その例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十六年十二月二十二日島根県選出議員櫻内義雄君の当選無効判決（広島高等裁判所）に対する最高裁判所の上告棄却の判決が確定し、同日同君は退職者となった（同月二十一日最高裁判所長官から通知書を受領）。

第十九回国会閉会后 昭和二十九年九月二十四日中央選挙管理会委員長の上告に係る第三回通常選挙（昭和二十八年四月二十四日執行）における栃木県佐野市の選挙無効判決（東京高等裁判所）に対す



る最高裁判所の原判決変更の判決（選挙の一部無効）が確定し、同日全国選出議員大倉精一君、関根久藏君、大谷賛雄君、八木秀次君、柏木庫治君及び楠見義男君はいずれも退職者となった（同日最高裁判所長官から通知書を受領）。

第三十一回国会 昭和三十四年二月二十日全国選出議員小西英雄君の当選無効判決（東京高等裁判所）に対する最高裁判所の上告棄却の判決が確定し、同日同君は退職者となった（同日最高裁判所長官から通知書を受領）。

なお、議員の当選が無効となる判決があったときは、その判決確定の日に退職者となる。その例は次のとおりである。

第三十回国会閉会后 平成六年七月二十九日愛知県選出議員新聞正次君の公職選挙法第二百三十五条の罪による有罪判決（名古屋高等裁判所）に対する最高裁判所の上告棄却の判決が確定し、公職選挙法第二百五十一条により当選無効となったため、同日同君は退職者となった（同日最高裁判所長官から通知書を受領）。

#### 参照 一一七号

## 一〇八 議員の資格に影響のある裁判が確定した場合には、その 言渡しをした裁判所の長からその旨の通知がある

議員の資格に影響のある裁判が確定した場合には、これを言い渡した裁判所の長からその都度裁判書の謄本（刑事事件について上告審において判決が確定した場合には原審の判決書の謄本をも添付）を添えて議長にその旨の通知がある。議員の資格に影響のある裁判に関し、裁判所の長から通知がある場合は、次のとおりである。

議員の選挙に関する訴訟についての判決が確定した場合

議員の関係者が公職選挙法に定める罪で刑に処せられることにより議員の当選が無効となる場合

議員が公職選挙法に定める罪により刑の言渡しを受けその判決が確定した場合

議員が公職選挙法に定める罪以外の犯罪により禁錮以上の刑の言渡しを受けその判決が確定した場合

合（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く）

議員が公職にある間に犯した収賄罪（刑法第九十七条乃至第九十七条の四の罪）又はあつせん利得罪

（公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第一条の罪）により執行猶予付きで刑の言渡しを受けその判決が確定した場合

議員が政治資金規正法に定める罪により刑（禁錮刑で執行猶予の場合及び罰金刑（執行猶予を含む））の場

合）の言渡しを受けその判決が確定した場合

（注）公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の制定に伴い、昭和二十五年六月二十七日両院議長から最高裁判所長官に対し、議員の資格に影響のある裁判が確定したが、その旨の通知の規定が法規にない場合に関し照会したところ、その都度言渡しをした裁判所の長から裁判書の謄本を添えてその旨の通知をするとの回答があった。また、通知に関し規定があっても謄本を送付する旨の規定を欠くものについても通知の際、謄本を送付する旨の回答があった。

その後、議員の資格に影響のある規定の範囲拡大に伴い、平成五年七月二十三日、平成六年十二月二十七日、平成十二年十二月十四日及び平成二十八年五月十九日両院事務総長から最高裁判所事務総長に対し同様の照会を行ったところ、それぞれ従来同様の通知をするとの回答があった。なお、公職選挙法制定前の昭和二十三年二月二十八日にも、両院議長から右と同様の照会を行ったことがある。

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）が令和四年六月十七日に公布され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

## 参照 一一七号

一〇九 除名の議決をしたときは、その旨を本人に通知する

議員除名の議決があつたときは、速やかにその旨を議長から本人に文書をもつて通知する。その例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年四月七日の会議において、議員小川友三君除名の議決があつたので、議長佐藤尚武君は、即日同君に対し文書をもつてその旨を通知した。

参照 一一七号、四七七号

一一〇 議員に欠員を生じたときは、その旨を内閣に通知する

議員に欠員を生じたときは、速やかに理由を付してその旨を議長から内閣総理大臣に通知する。

## 第四節 逮捕

### 一一一 議員の逮捕について許諾を求めるの件は、議院運営委員会に付託しその審査を経た後、議院において議決する

議員の逮捕について許諾を求めるの件が内閣から提出されたときは、議長は、これを議院運営委員会に付託しその審査を経た後、議院において議決する。その例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年四月十二日議長河井彌八君は、同月十日内閣から提出された議員の逮捕について許諾を求めるの件を議院運営委員会に付託し、その審査を経た後、同月十五日の会議において、本件に対し許諾を与えることを議決した。

第四百十回国会 平成九年一月二十八日議長斎藤十朗君は、同日内閣から提出された議員の逮捕について許諾を求めるの件を議院運営委員会に付託し、その審査を経た後、同月二十九日の会議において、本件に対し許諾を与えることを議決した。

なお、本件を議決したときは、即日その旨を内閣に通知する。

(注) 第十九回国会昭和二十九年四月十二日の議院運営委員会において、議員の逮捕について許諾を求めるの件が

提出されたときは、議長は、これを議院運営委員会に付託する旨の決定があつた。

なお、第三回国会昭和二十三年十一月六日議員の逮捕について許諾を求めるの件が内閣から提出された際は、議長松平恒雄君は、これを議院運営委員会に諮つた後、同月十一日の会議において、本件に対し許諾を与えることを議決した。

## 一一二 会期前に逮捕された議員があるときは、召集日に内閣からその氏名の通知がある

会期前に逮捕された議員があるときは、召集日に内閣から議長に令状の写しを添えてその氏名の通知がある。その例は次のとおりである。

第一百四十一回国会 平成九年九月二十九日内閣総理大臣から議長に令状の写しを添えて会期前に逮捕された議員の氏名の通知があつた。

以後同例がある。

また、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、内閣から議長にその旨の通知がある。その例は次のとおりである。

第四百十一回国会 平成九年十月十四日内閣総理大臣から議長に勾留期間更新決定書の写しを添えて、会期前に逮捕された議員について勾留期間の更新の裁判があつた旨の通知があつた。以後同例がある。

## 第五節 会派及び議員控室

### 一一三 議員が会派を結成するには、二人以上の議員をもつてする ることを要する

院内において議員が会派を結成するには、二人以上の議員をもつてすることを要する。

議員の任期満了、辞職等により会派の所属議員が一名となつたときは、その会派は解消する。その例は次のとおりである。

第十五回国会閉会后 昭和二十八年五月二日 日本共産党は、その所属議員のうち二名が任期満了となつたことにより解消した。

第三十四回国会 昭和三十四年十二月二十九日 第十七控室は、その所属議員のうち一名が辞職し

たことにより解消した。

その他同例がある。

## 一一四 議員が会派を結成したとき又は会派の所属議員に異動が

### あつたとき等は、議長に届け出る

議員が会派を結成したときは、その代表者から所属議員の氏名を記載した会派結成届を議長に提出する。

会派を解散したときは、その代表者から会派解散届を議長に提出する。

会派の名称を変更したときは、その会派から会派名変更届を議長に提出する。

会派に属しない議員及び通常選挙、補欠選挙等により当選した議員が既に届出のある会派に所属したときは、その会派から入会届を議長に提出する。

議員が会派から退会したときは、その会派から退会届を議長に提出する。

なお、議員の所属会派の変更は、関係会派から退会届及び入会届が共に議長に提出されたときに定まる。



参照 一一号、六二号、七八号、一一八号、一二二号、一二三号、一二八号、二五九号、四

二五号、四八八号、四九三号、五八〇号、五八五号

## 一一五 議員控室は、各会派の所属議員数に応じて各会派に割り当てる

議員控室は、議長があらかじめ議院運営委員会理事会に諮って、各会派の所属議員数に応じて各会派にこれを割り当てる。なお、会派に属しない議員については全員につき共用の室を割り当てるのを例とする。

## 第六節 障がいを有する議員の円滑な議員活動に資する

### ための措置

#### 一一六 障がいを有する議員の議場等における円滑な議員活動に 資するための措置に関する例

障がいを有する議員の議場等における円滑な議員活動に資するための措置について、議院運営委員会理事會において申合せを行ったことがある。その例は次のとおりである。

##### (一) 常時車椅子を使用する議員への対応

第八十回国会閉会後昭和五十二年七月二十六日の議院運営委員会理事懇談会において、常時車椅子を使用する議員前島英三郎君の議場等における議員活動について、次の旨の申合せを行った。

前島英三郎君の車椅子使用に伴う本会議及び委員会における議員活動に関する  
取扱いの件

1 本会議開会の際は、予鈴で入場できることとする。

2 本会議の演壇における発言の際は、議場北側の入口より入場し、車椅子に座ったまま発言することとする。

3 議席（委員席を含む）における発言は、座ったまま行うこととする。

4 起立採決の際は、挙手をもって起立に代えることとする。

5 投票の際は、参事に投票の持参を委託することとする。

6 儀礼の件において議員全員が起立する場合も、座ったままとする。

(注) 1については、申合せ当時、議員は本鈴で入場していた。また、2については、第九十一回国会昭和五十五年一月二十九日の議院運営委員会理事会において、議場内演壇に向かって右端の大臣席に至る通路の階段にスロープを設置し、これを経て大臣席後方を通り演壇に至ることとする旨の決定があった。

## (二) 視覚障がいを有する議員への対応

第百十四回国会閉会後平成元年八月一日の議院運営委員会理事会において、視覚障がいを有する議員堀利和君の議場における議員活動について、次の旨の申合せを行った。

視覚障がい議員に対する本会議場における対応について

### 1 入場、議席、登壇

当該議員の入場、着席又は登壇に際しては、衛視が誘導する。

- 2 議場内配付資料等（委員の氏名表等）  
本会議前又は本会議後に、議場内配付資料について事務局（議事課）より当該議員側に連絡する（本人にかかわる部分については特に言及する）。
- 3 発言  
発言する際、発言時間の経過については、ブザーをもって知らせる。
- 4 記名投票  
(イ) 採決  
白色・青色の投票札に何らかの工作をすることが考えられるが、当面、参事が、当該議員から投票札を受け取り、当該議員所属会派の議運理事に投票が当該議員の意思と合致することを確認してもらった後、代わって投票する。  
(ロ) 内閣総理大臣の指名  
甲参事が記入を代行し、乙参事が当該議員から投票用紙を受け取り、当該議員所属会派の議運理事に記入事項が当該議員の意思と合致することを確認してもらった後、代わって投票する。
- 5 無名投票

議長・副議長の選挙に際しては、甲参事が記入を代行し、乙参事が当該議員から投票用紙を受け取り、当該議員に記入事項が当該議員の意思と合致することを確認した後、代わって投票する。

(注) 4(イ)については、第百十六回国会平成元年十一月二十九日の議院運営委員会理事会において、当該議員所属会派の議員の介助のもとに自ら投票する方法を認める旨の決定があった。また、第百四十二回国会閉会後平成十年七月二十七日の議院運営委員会理事会において、4(ロ)及び5については、当該議員にあらかじめあるいは投票時に粘着性の点字シールに被選挙者名又は被指名者名の点字を打ってもらい、それを所定の投票用紙に貼り付けてもらうこととすること、第百四十二回国会から導入された押しボタン式投票については、押しボタンの上に点字シールを貼って識別ができるようにすることが了承された。

(三) 常時車椅子を使用する議員又は介助者の帯同を必要とする議員への対応

第百九十八回国会閉会後令和元年七月二十九日の議院運営委員会理事会において、常時大型の車椅子を使用し、介助者の帯同を必要とする議員木村英子君及び舩後靖彦君並びに常時車椅子を使用する議員横沢高徳君の議場等における議員活動について、次の旨の申合せを行った。

#### 確認事項

議院運営委員会理事会は、障がい有する議員の議場等における円滑な議員活動に資するための

当面の措置として、以下のとおり確認する。

1 木村英子君、船後靖彦君の議席は、新たに設備される議席二二一番、二二九番を使用することとし、両君は、議席至近の扉から入退場できることとする。

また、両君が医療機器の配備等で予鈴前に議場に入場することが必要な場合には、議院運営委員長の許可を得て、これを行うことができるものとする。

横沢高德君の議席は、椅子部分のない議席ユニットを使用することとし、同君の会派への入会の有無等を考慮して、適当な位置に配置の上、使用することとする。

2 木村英子君、船後靖彦君の議場における議員活動を補佐するため、介助者の議場への帯同について、あらかじめ両君から議長に届出があった場合にはこれを認めることとする。

なお、届出があったときは、議院運営委員会理事會にこれを報告することとする。

3 両君の帯同する介助者の行うことができる議員活動の補佐は、以下のとおりとする。

(1) 一般的な介助行為

(2) 出席時の氏名標の立ち上げ

(3) 起立採決時の挙手による代理賛否表明

(4) 押しボタン式投票時の代理投票

(5)記名投票時の白色票、青色票の参事への代理手交

(6)役員等の選挙、内閣総理大臣の指名における投票用紙への代筆、同投票用紙の参事への代理手交

(7)議員活動の補佐のために必要な事務局職員との連絡調整

(8)その他、議院運営委員長が必要と認めるもの

4 記名投票、役員等の選挙、内閣総理大臣の指名における木村英子君、舩後靖彦君、横沢高德君の投票は、当分の間、参事に委託するものとする。

なお、起立採決における三君の賛否の表明は挙手により行うこととする。

5 木村英子君、舩後靖彦君から、議場における円滑な議員活動に資するため、必要なものとして以下の物品の持込みについて議院運営委員長に届出があつた場合には、議院運営委員会理事会上に報告の上、これを認めることとする。

(1)意思疎通のためのノートパソコン等の電子機器

(2)その他、医療上、議員活動上、必要であるとして議院運営委員長が認めたもの

6 両君の議場内における服装に關し、医療上の必要性から、帽子、外とう、襟卷等の着用が求められる場合には、参議院規則第二百九条の禁止するところには当たらないものとする。

また、上着、ネクタイの着用も求めないこととする。

7 三君が議場閉鎖中、やむを得ず退出を求めたときは、事前又は事後の議院運営委員長への報告により認めるものとする。

8 この確認事項により難い事態が生じた場合は、議院運営委員会理事会又は議場内における議院運営委員会理事の協議により対処するものとする。

9 三君の委員会議室における議員活動についても、上記1から8に準ずるものとし、具体的な措置は、各委員会の理事会において協議するものとする。

(注) 議席については、意思疎通のためのノートパソコン等の電子機器、医療上必要な各種機器等に用いるための電源を設置し、既存の押しボタン式投票機を移設した。また、第二百三回国会閉会後令和三年一月十三日の議院運営委員会理事会において、議場にスロープが設置されたことを踏まえ介助者の行うことのできる議員活動の補佐として、3(2)の後に「演壇への登壇、演壇からの降壇」が追加された。

参照 一五号、一六号、五一号、九一号、一三三号、三四二号、三四四号、三四八号、四五

四号、四五九号、五三五号、五四一号